

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

① 令和2年6月1日付け 派遣労働者数

5人

② 令和2年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

2事業所

③ 労働者派遣に関する料金の額の平均額

13,288 円(全業務平均)

④ 派遣労働者の賃金の額の平均額

8,543 円(全業務平均)

⑤ マージン率

35 %

$$\text{マージン率} = \frac{\left[\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right] - \left[\text{派遣労働者の賃金の額の平均額} \right]}{\left[\text{労働者派遣に関する料金の額の平均額} \right]}$$

※マージン率に含まれる主な経費

健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料・介護保険料・労災保険料等の会社負担分
取得する年次有給休暇に係る賃金の充当
教育訓練費(新規採用者への訓練費・個人情報保護等)
福利厚生費(一般健康診断・生活習慣病健診等)

⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

■ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 (全ての派遣労働者)

当該労使協定の有効期間の終期 (令和3年3月31日)

※ 清掃派遣労働者に関しては、均等・均衡方式での対応とする。

⑦ 教育訓練に関する事項

派遣労働者への個人情報保護に関する教育

派遣労働者への安全衛生教育

派遣労働者への技術維持向上の教育

事業所名 四国ビルメン株式会社
許可番号 派36-300085